

## 第4章 公害苦情

公害苦情は、市民の日常生活に密着した問題であるため、市民の最も身近な行政機関である市には、いろいろな公害に関する苦情が寄せられます。

市では、苦情の申し出を受けると、現地調査や当事者からの事情聴取を行い、公害の発生源に対して法律又は条例に基づき指導を行い、苦情の解決にあたっています。

しかし、都市生活型公害は、法律や条例で規制できない事例がほとんどです。その上、当事者双方が感情的になっているケースが多く、住民と発生源双方の事情を聴いたうえで、できるだけ話し合いにより解決するように指導しています。

### 1. 公害苦情件数とその推移

令和5年度に寄せられた公害に関する苦情は228件で、近年、増加傾向にあります。

野焼き、空き地等の草木に関する苦情が多く寄せられており、特に空き家、空き地の草木に関して近年、増加傾向にあります。

表4 公害苦情件数の推移

年度 種類	H26	27	28	29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
大気汚染	6	5	2	5	4	4	3	3	1	5
水質汚濁	13	24	17	13	23	13	7	7	6	10
騒音	13	15	8	7	6	8	6	8	10	11
振動	1	1	2	0	0	0	1	2	2	3
悪臭	9	9	10	8	3	5	1	5	5	3
野焼き	31	27	21	14	10	22	21	22	19	21
その他 (廃棄物、土壌汚染、草木の繁茂を含む)	69	64	58	101	77	84	112	120	146	173
合計	142	145	118	148	123	136	151	167	189	228

## 2. 公害の種類、発生源別苦情件数

令和5年度の公害に関する苦情を種類別にみると、水質が10件（3.2%）、騒音が11件（5.9%）、野焼きが23件（10.1%）、となっています。

用途地域別では、住居地域での発生が115件（50.4%）と多くなっています。

表5 公害の種類、発生源別苦情件数

（令和5年度）

種類 発生源	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	野焼き	その他	合計
農・林・漁業								
建設業	2		4	1			4	11
製造業	2	1	1		1		3	8
電気・ガス・熱供給・水道業							1	1
情報通信業								
運輸業		1				1	1	3
卸売・小売業			1			1	2	4
金融・保険業								
不動産業							3	3
飲食店・宿泊業	1	1	2					4
医療・福祉								
教育・学習支援業								
サービス業							3	3
公務							7	7
分類不能の産業				1	1		2	4
家庭生活等		7	3	1	1	21	147	180
合計	5	10	11	3	3	23	173	228

表 6 用途地域別苦情発生地域

(令和5年度)

住居地域	近隣商業地	商業地域	準工業地	工業地域
115	24	4	7	2
工業専用地域	調整区域	その他	都市計画区域外	合計
1	40	21	14	228

《公害苦情相談の受付から解決まで》

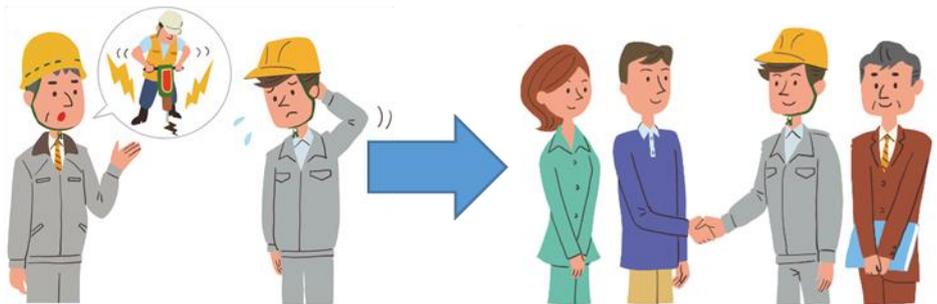
公害苦情の受付

現地調査の実施



発生源者に対する  
指導・助言等

解決・アフターケア



総務省 HP より抜粋